## 新潟県条例第59号

新潟県県税条例及び新潟県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (新潟県県税条例の一部改正)

第1条 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

	改	正	後		改	正	前	
第9条	(略)			第9条	(略)			

(徴収の猶予に係る分割納付又は分割納入)

- 第9条の2 知事は、徴収の猶予(法第15条第3項 に規定する徴収の猶予をいう。以下この条から第 9条の4まで及び第9条の11において同じ。)又は 徴収の猶予期間の延長(法第15条第5項に規定する徴収の猶予期間の延長をいう。以下この条及び 次条において同じ。)をする場合には、当該猶予に 係る徴収金の納付又は納入について、当該猶予を する金額を当該猶予をする期間内において、当該 猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみ て合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は 納入させることができる。この場合においては、 分割して納付し、又は納入すべき徴収金について、 分割後の各納期限及び各分割金額を定めるものと する。
- 2 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長 を受けた者がこの条の規定により定めた分割金額 をその納期限までに納付し、又は納入することが できないことにつきやむを得ない理由があると認 めるときは、その各納期限及び各分割金額を変更 することができる。
- 3 知事は、前項に定めるもののほか、徴収の猶予 又は徴収の猶予期間の延長を受けた者の財産の状 況その他の事情の変化により当該猶予を継続する ことが適当でないと認めるときは、この条の規定 により定めた各納期限及び各分割金額を変更する ことができる。

(徴収の猶予の申請手続等)

- 第9条の3 徴収の猶予(法第15条第1項の規定に よるものに限る。)の申請をしようとする者は、第 1号に掲げる事項を記載した申請書に第2号に掲 げる書類を添付して知事に提出しなければならな い。
  - (1) 申請書に記載すべき事項
    - ア 法第15条第1項各号のいずれかに該当する 事実があること及びその該当する事実に基づ き当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付 し、又は納入することができない事情の詳細
    - <u>イ</u> 当該徴収の猶予を受けようとする金額及び その期間
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要

## と認める事項

- (2) 申請書に添付すべき書類
  - ア 前号アに掲げる事実を証するに足りる書類
  - <u>イ</u> 財産目録その他の資産及び負債の状況を明 らかにする書類
  - ウ 施行令第6条の10の規定により提出すべき 書類その他担保の提供に関し必要となる書類 (第9条の11ただし書の規定により担保を徴 しない場合を除く。)
  - <u>アからウまでに掲げるもののほか、知事が</u> 必要と認める書類
- 2 徴収の猶予(法第15条第2項の規定によるもの に限る。)の申請をしようとする者は、第1号に掲 げる事項を記載した申請書に第2号に掲げる書類 を添付して知事に提出しなければならない。
  - (1) 申請書に記載すべき事項
    - ア 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付 し、又は納入することができない事情の詳細
    - <u>イ</u> <u>当該徴収の猶予を受けようとする金額及び</u> <u>その期間</u>
    - <u>ウ</u> ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要 と認める事項
  - (2) 申請書に添付すべき書類
    - <u>ア</u> 財産目録その他の資産及び負債の状況を明 らかにする書類
    - イ 施行令第6条の10の規定により提出すべき 書類その他担保の提供に関し必要となる書類 (第9条の11ただし書の規定により担保を徴 しない場合を除く。)
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要 と認める書類
- 3 徴収の猶予期間の延長の申請をしようとする者 は、第1号に掲げる事項を記載した申請書に第2 号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければ ならない。
  - (1) 申請書に記載すべき事項
    - ア 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶 予を受けた金額を納付し、又は納入すること ができないやむを得ない理由
    - <u>イ</u> <u>徴収の猶予期間の延長を受けようとする期</u> 間
    - <u>ウ</u> ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要 と認める事項
  - (2) 申請書に添付すべき書類
    - <u>ア</u> 財産目録その他の資産及び負債の状況を明 らかにする書類
    - イ 施行令第6条の10の規定により提出すべき 書類その他担保の提供に関し必要となる書類 (第9条の11ただし書の規定により担保を徴 しない場合を除く。)
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要

## と認める書類

- 4 第1項又は前項の規定により添付すべき書類(施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類を除く。)については、これらの規定にかかわらず、法第15条の2第4項に規定する災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると知事が認めるときは、添付することを要しない。
- 5 法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正 又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、同条第7項の規定による通知を受けた 日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付 すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。

(徴収の猶予に係る分割納付又は分割納入の変更 の通知)

第9条の4 知事は、第9条の2第2項又は第3項 の規定により、同条の規定により定めた各納期限 及び各分割金額を変更したときは、その旨、変更 後の各納期限及び各分割金額その他必要な事項を 当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(職権による換価の猶予に係る分割納付又は分割 納入)

- 第9条の5 知事は、職権による換価の猶予(法第 15条の5第2項に規定する職権による換価の猶予 をいう。以下この条から第9条の7まで及び第9 条の11において同じ。)又は職権による換価の猶予 期間の延長(法第15条の5第2項において読み替 えて準用する法第15条第4項の規定により職権に よる換価の猶予をした期間の延長をいう。以下こ の条及び次条において同じ。)に係る徴収金を分割 して納付し、又は納入させることができる。この 場合においては、その猶予に係る金額(施行令第 6条の9の3第1項で定める額を限度とする。)を その猶予をする期間内の各月(知事がやむを得な い事情があると認めるときは、その期間内の知事 が指定する月)に分割して、分割後の各納期限及 び各分割金額を定めるものとする。
- 2 知事は、職権による換価の猶予又は職権による 換価の猶予期間の延長を受けた者がこの条の規定 により定めた分割金額をその納期限までに納付し、 又は納入することができないことにつきやむを得 ない理由があると認めるときは、その各納期限及 び各分割金額を変更することができる。
- 3 知事は、前項に定めるもののほか、職権による

換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長 を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によ り当該猶予を継続することが適当でないと認める ときは、この条の規定により定めた各納期限及び 各分割金額を変更することができる。

(職権による換価の猶予の手続等)

- 第9条の6 知事は、職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者又は当該職権による換価の猶予を受けた者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。
  - (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (2) 施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類(第9条の11ただし書の規定により担保を徴しない場合を除く。)
  - (3) <u>前2号に掲げるもののほか</u>、知事が必要と認 <u>める書類</u>

(職権による換価の猶予に係る分割納付又は分割 納入の変更の通知)

第9条の7 知事は、第9条の5第2項又は第3項 の規定により、同条の規定により定めた各納期限 及び各分割金額を変更したときは、その旨、変更 後の各納期限及び各分割金額その他必要な事項を 当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(申請による換価の猶予に係る分割納付又は分割 納入)

- 第9条の8 知事は、申請による換価の猶予(法第 15条の5第1項に規定する申請による換価の猶予 をいう。以下この条から第9条の11までにおいて 同じ。)又は申請による換価の猶予期間の延長(法 第15条の6第3項において読み替えて準用する法 第15条第4項の規定により申請による換価の猶予 をした期間の延長をいう。以下この条及び次条に おいて同じ。)に係る徴収金を分割して納付し、又 は納入させることができる。この場合においては、 その猶予に係る金額(施行令第6条の9の3第2 項において読み替えて準用する同条第1項で定め る額を限度とする。)をその猶予をする期間内の各 月(知事がやむを得ない事情があると認めるとき は、その期間内の知事が指定する月)に分割して、 分割後の各納期限及び各分割金額を定めるものと する。
- 2 知事は、申請による換価の猶予又は申請による 換価の猶予期間の延長を受けた者がこの条の規定 により定めた分割金額をその納期限までに納付し、 又は納入することができないことにつきやむを得

- <u>ない理由があると認めるときは、その各納期限及</u> び各分割金額を変更することができる。
- 3 知事は、前項に定めるもののほか、申請による 換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長 を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によ り当該猶予を継続することが適当でないと認める ときは、この条の規定により定めた各納期限及び 各分割金額を変更することができる。

(申請による換価の猶予の申請期限、申請手続等) 第9条の9 申請による換価の猶予の申請をしよう とする者は、猶予を受けようとする徴収金の納期 限から6月以内に第1号に掲げる事項を記載した 申請書に第2号に掲げる書類を添付して知事に提 出しなければならない。

- (1) 申請書に記載すべき事項
  - ア 当該申請による換価の猶予に係る徴収金を 一時に納付し、又は納入することによりその 事業の継続又はその生活の維持が困難となる 事情の詳細
  - イ 納付又は納入が困難である金額
  - <u>ウ</u> <u>当該申請による換価の猶予を受けようとす</u> <u>る期間</u>
  - <u>エ</u> アからウまでに掲げるもののほか、知事が 必要と認める事項
- (2) 申請書に添付すべき書類
  - ア 財産目録その他の資産及び負債の状況を明 らかにする書類
  - イ 施行令第6条の10の規定により提出すべき 書類その他担保の提供に関し必要となる書類 (第9条の11ただし書の規定により担保を徴 しない場合を除く。)
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要 と認める書類
- 2 申請による換価の猶予期間の延長の申請をしよ うとする者は、第1号に掲げる事項を記載した申 請書に第2号に掲げる書類を添付して知事に提出 しなければならない。
  - (1) 申請書に記載すべき事項
    - ア 申請による換価の猶予を受けた期間内に当 該申請による換価の猶予を受けた金額を納付 し、又は納入することができないやむを得な い理由
    - <u>イ</u> 申請による換価の猶予をした期間の延長を 受けようとする期間
    - <u>ウ</u> ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要 と認める事項
  - (2) 申請書に添付すべき書類
    - <u>ア</u> 財産目録その他の資産及び負債の状況を明 らかにする書類
    - イ 施行令第6条の10の規定により提出すべき

<u>書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u> (第9条の11ただし書の規定により担保を徴 しない場合を除く。)

- ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要 と認める書類
- 3 法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。

(申請による換価の猶予に係る分割納付又は分割 納入の変更の通知)

第9条の10 知事は、第9条の8第2項又は第3項 の規定により、同条の規定により定めた各納期限 及び各分割金額を変更したときは、その旨、変更 後の各納期限及び各分割金額その他必要な事項を 当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(担保の徴取)

第9条の11 知事は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が100万円以下である場合、その猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情があると知事が認めた場合は、この限りでない。

(新潟県産業廃棄物税条例の一部改正)

第2条 新潟県産業廃棄物税条例(平成15年新潟県条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部 分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 īF 後 改 Æ 前 (徴収猶予) (徴収猶予) 第11条 (略) 第11条 (略) 3 法第15条の2の2、第15条の2の3及び第15条 3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並 の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規 びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第 定は第1項前段の規定による徴収猶予について、 1項前段の規定による徴収猶予について、法第11 法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2 条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項 第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定 並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1 は第1項後段の規定による担保について、それぞ 項後段の規定による担保について準用する。 れ準用する。 4 (略) 4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (徴収猶予に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県県税条例(以下「新条例」という。)第9条の2から第9条の4まで及び第9条の11(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

(職権による換価の猶予に関する経過措置)

3 新条例第9条の5から第9条の7まで及び第9条の11 (新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

(申請による換価の猶予に関する経過措置)

4 新条例第9条の8から第9条の10まで及び第9条の11 (新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。